令和８年（フ）第２０４２号
横浜市旭区さちが丘145番地２　オーバーヒルズ壱番館204号
破産者　中井　　晃
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４９１号
川崎市中原区下沼部1928番地　トラッドワカシマⅡ　203
破産者　森本　悟史
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５２１号
川崎市高津区千年823番地１　フローラハイム　205
破産者　藤倉　審典
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５５４号
川崎市麻生区上麻生６丁目31番31号　グレース小川　205
破産者　久留　泰之
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５８１号
川崎市川崎区貝塚１丁目12番３―202号　モンテリーブロ貝塚
破産者　坂本　慎介
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第３２７１号
名古屋市瑞穂区南山町17番地の５　第２中央ビルディング508号
破産者　今泉　秀子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６８号
広島県広島市南区楠那町11番20号、従前の住所名古屋市千種区今池５丁目17番19号　ブルームライフ今池1003号
破産者　西角慎太郎
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７１６号
名古屋市中川区西日置１丁目３番８号　西一ビル602号
破産者　アイメイドこと則武　亜実
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８６０号
神戸市東灘区西岡本３丁目12番16号　フェリス西岡本　202号、従前の住所神戸市東灘区青木２丁目２番１―521号
破産者　中西　直樹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０７号
神戸市垂水区舞子台８丁目16番１―1102号
破産者　谷村　正喜
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６８８号
大阪市福島区吉野４丁目24番８―705号、開始決定時の住所岡山市南区藤田241番地11
破産者　足立　悠太
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７６２号
岡山県高梁市成羽町下原495番地１
破産者　高木　　誠
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８１号
岡山市中区国富二丁目５番43号　クレオハイツ国富102、開始決定時の住所岡山市中区沖元492番地
破産者　稲田　芳樹
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１３１２号
広島市南区東雲本町１丁目５番19―301号
破産者　柿沢　愛子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０号
北九州市小倉北区浅野２丁目10番13―407号、前住所北九州市小倉北区三萩野１丁目１番22―1003号
破産者　柳津　　仁（旧姓磯島）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５５７号
北九州市八幡西区則松２丁目４番９―606号、前住所北九州市八幡西区永犬丸３丁目９番３号（103）
破産者　大山えつ子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２５５号
沖縄県沖縄市中央３丁目21番13号　アベニューマンション204
破産者　上原　隆行
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第６３号
函館市昭和１丁目10番19号
破産者　松村　純生
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所